

## 契 約 書 (案)

- 1 事業名  
令和8年度キャリア教育推進事業「キャリア教育コーディネーター活用事業」業務委託
- 2 業務内容  
別紙1「業務委託仕様書」のとおり
- 3 契約金額  
金 円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円  
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 4 契約期間  
契約締結日から令和9年3月31日まで
- 5 契約保証金
- 6 その他特約事項  
別紙2「情報セキュリティに関する特約条項」  
別紙3「個人情報取扱事務委託基準」

愛知県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間  
において、上記事業の委託について別添条項により契約を締結する。  
この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知県  
代表者 愛知県教育委員会教育長 川原 馨

乙 住所（所在地）  
氏名  
（名称及び代表者氏名）

(権利義務の譲渡等)

第1条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあつては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、愛知県財務規則(昭和39年愛知県規則第10号)第64条に基づき、収支等命令者が会計管理者又は出納員に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとする。

(一括再委託の禁止)

第2条 乙は、この契約について請負業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。

(秘密の保持)

第3条 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(安全対策の実施)

第4条 乙は、この契約による業務を実施するにあたり、情報の漏洩防止等の情報セキュリティ確保のための必要な安全対策を講じなければならない。なお、別紙2「情報セキュリティに関する特約条項」を遵守すること。

(個人情報の保護)

第5条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別紙3「個人情報取扱事務委託基準」を守らなければならない。

(監督)

第6条 甲は、必要があるときは立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

(仕様書と業務内容が一致しない場合の是正の義務)

第7条 乙は、委託業務の内容が仕様書又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合において、甲がその是正を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

(委託業務の調査等)

第8条 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況につき、随時に調査し、又は必要な報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(危険負担)

第9条 業務の実施に関し生じた損害は乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由によるときは、この限りではない。

(検査及び成果物の引き渡し)

第10条 乙は、この委託業務が完了したときは、遅滞なく、当該委託業務の成果を記載した実績報告書を作成し、甲に成果物とともに提出しなければならない。

2 甲は、乙から成果物の納入があったときは、10日以内にこれを検査するものとする。

3 検査の方法は甲の任意とし、乙は、その決定に対して異議を申し立てることはできない。

4 検査の結果、実施した業務の内容が仕様書等に適合しない場合において、業務について補正を命じられたときは、乙は、直ちに補正して甲の再検査を受けなければならない。この場合において、乙は、委託料の増額を請求することができない。

(履行遅延の場合における違約金)

第11条 乙は、成果物の納入を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額(1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。)に対し、年2.5パーセントの割合で算出した額とする。

3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(代金の支払)

第12条 乙は、第10条に定める検査に合格した後に、代金の支払を請求するものとする。

2 甲は、第1項の規定により、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

3 甲は、第1項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づいて年2.5パーセントの割合で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

4 甲は、乙の請求により必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、委託期間の中途において代金の一部を乙に支払うこと(以下「前金払」という。)ができる。

5 乙は、前項の前金払を請求するときは、支払の根拠となる資金計画書を添付のうえ、甲が別に定める前金払請求書を甲に提出するものとする。

(法令上の責任)

第13条 乙は、業務の実施にあたって、従事する自己の使用者について労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の労働関係法令上の全ての責任を負うものとする。

(契約の費用)

第14条 乙の負担する経費は、すべて当該委託料に含まれるものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) この契約の条項に違反したとき。
- (2) 契約の履行を遅延し、又は成果物を粗雑にし、品質数量に関し不正な行為があったとき。
- (3) 甲の行う成果物の検査等の際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (4) 期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。
- (5) 契約解除の申立てをしたとき。
- (6) 所定の日時まで契約保証金を納付しないとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前項の規定により契約が解除された場合。ただし、前項第2号又は第4号に掲げる事項が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (2) 乙がその契約の履行を拒否し、又は責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また既納物件があるときは、甲においてこれを調査し、相当代価を乙に支払うものとする。

(談合その他不正行為に係る解除)

第16条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7条の9第1項規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定に

よる命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。

- (4) 乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
  - (5) 乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
  - 3 前条第2項及び第4項の規定は、前2項により契約を解除した場合に、これを準用する。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

第17条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。
  - (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
  - (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2

条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
  - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

（妨害等に対する報告義務等）

第19条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

- 2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

（損害賠償）

第20条 乙は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。
- 3 甲は、第15条の規定によりこの契約を解除したときにおいて、同条第2項に定める違約金の額を超える損害がある場合は、乙に対して、その超える損害について賠償を請求することができる。

(愛知県財務規則の準用)

第21条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則の定めるところによる。

(紛争の処理)

第22条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(協議)

第23条 この契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。

令和 8 年度キャリア教育推進事業「キャリア教育コーディネーター活用事業」  
業務委託仕様書

## 1 委託業務の名称

令和 8 年度キャリア教育推進事業「キャリア教育コーディネーター活用事業」業務委託

## 2 業務の目的

産業・経済をはじめとした社会の構造的な変化や雇用の多様化・流動化等を背景として、生徒の進路をめぐる環境は大きく変化している。このような中で、生徒一人一人が将来の職業を考え、主体的に進路を決定し、学校から社会・職業への移行が円滑に行われるようにするキャリア教育を一層推進していく必要がある。

現在、各高等学校においては、教員が多忙な業務の中で、インターンシップなどの取組を行っているが、その企画や調整には、多くの時間と人手がかかるため、各学校のキャリア教育を推進していく上での課題となっている。

こうした状況を大幅に改善するとともに、教員の多忙化を解消するため、キャリア教育に関する専門的な技術、手法、情報、経験などをもっているキャリア教育コーディネーターを活用することで、学校と企業との橋渡し役として、受入先の開拓・連絡調整等を行い、効率的なキャリア教育の促進を図る。

## 3 業務の内容

キャリア教育に関する専門的な技術、手法、情報、経験などをもっているキャリア教育コーディネーター（5名）を雇用し、県教育委員会が指定する県立全日制高等学校（17校）、県立定時制高等学校（1校）及び研修会（8回）について、以下の業務を行うこと。

なお、県立全日制高等学校 17校のうち 2校は、守山高等学校及び幸田高等学校とし、県立定時制高等学校 1校は、城北つばさ高等学校とする。

## (1) 学校との連絡調整

本事業の対応拠点及び各キャリア教育コーディネーターが担当する学校を定め、学校担当者としてキャリア教育コーディネーターが常時連絡を取れる体制を整備する。

## (2) キャリア教育の実施状況とニーズの把握

担当する学校を訪問し、キャリア教育の実施状況及び進路状況、キャリア教育に関するニーズを把握するとともに、学校の実情に応じた新たなキャリア教育内容を検討、計画し、学校に提供する。

## (3) インターンシップ等、キャリア教育に関する体験活動及び企業実習受入先の開拓と連絡調整

ア 県教育委員会が指定する県立全日制高等学校（守山高等学校及び幸田高等学校を除く 15校）及び県立定時制高等学校（1校）について、担当地域内外の企業等を訪問等し、インターンシップ等のキャリア教育に関する体験活動の受入先の開拓を行い、指定校に提供する。また、開拓したインターンシップ等の実施状況を調査する。

【実施数】実人数として、次のとおりとする。

・ 640名以上／16校（守山高等学校及び幸田高等学校を除く）

なお、県立定時制高等学校（城北つばさ高等学校）については、定時制キャリア教育モデル推進校の指定（2023年度）を踏まえ、定時制課程のニーズに応じたインターンシップ等の受け入れ先の開拓等を行い、指定校に提供する。

イ 県教育委員会が指定する県立全日制高等学校（守山高等学校及び幸田高等学校）について、1年次生徒全員（守山160人、幸田240人）に対して10日間程度のインターンシップ等の体験活動を実施することを踏まえ、担当地域内外の企業等を訪問等し、インターンシップ等のキャリア教育に関する体験活動の受入先の開拓を行い、指定校に提供する。また、開拓したインターンシップ等の実施状況を調査する。

【実施数】実人数として、次のとおりとする。

- ・1年次生徒数の半数以上／2校（守山高等学校及び幸田高等学校）

なお、守山高等学校及び幸田高等学校については、企業連携コースを選択した2年次生徒（各校40人程度）に対して、数ヶ月間（週1回程度）の企業実習を実施することを踏まえ、インターンシップ等の受け入れ先の開拓等を行い、指定校に提供する。

(4) 教員を対象としたキャリア教育に関する研修会等への講師派遣及び企画・運営支援

教員を対象としたキャリア教育に関する研修会等について、県教育委員会及び学校の要望に応じて講師を派遣し、県教育委員会及び学校担当者とともに研修会を企画・運営して、実施状況を記録する。なお、対象となる研修会は、県教育委員会が指定する。

【実施回数】8回

(5) キャリア教育コーディネート推進会議の開催

各キャリア教育コーディネーターが、担当する学校についてキャリア教育に関するニーズや開拓状況を報告するとともに、キャリア教育をコーディネートするために必要な情報の共有を図る協議会を開催する。

【実施回数】8回（2か月につき1、2回程度）

【参加者】キャリア教育コーディネーター 5名、委託企業代表者 1名

(6) 進捗状況の報告

(1)から(5)の進捗状況及び今後の見込みについて、月1回の頻度で県教育委員会に資料とともに報告する。

#### 4 成果物

成果物は以下のとおりとする。

(1) 委託業務実施報告書 紙媒体3部、電子媒体1部

報告書には実施内容を要約した概要版を添付すること。

(2) その他 県が指示したもの

#### 5 委託期間（実際に活動を行う期間）

契約締結日から令和9年3月31日まで

#### 6 業務日

学校担当者とキャリア教育コーディネーターが常時連絡を取れる体制を維持するため、要員の業務日は、原則として月曜日から金曜日までとする。

## 7 委託条件

- (1) 本事業を履行するにあたり、キャリア教育に関する研修講師の開拓、講演会の企画・運営等を行うことについて総合的なマネジメント能力が求められるため、こうした活動等の十分な能力を有すること。
- (2) 本事業を履行するにあたり、第三者へ業務を委任、又は請け負わせてはならない。

## 8 その他

- (1) 受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (2) 本業務に関するキャリア教育コーディネーターの旅費、受入企業・講師への謝金等、受託者の負担する経費は、原則、全て当該委託料に含まれるものとする。
- (3) その他、この仕様書に定めのない事項については、受託者は愛知県教育委員会と協議のうえ、決定するものとする。

## 情報セキュリティに関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(規程等の遵守)

第2条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、愛知県情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(機密の保持等)

第3条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲又は甲の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複製若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、乙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

(従事者への教育)

第4条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託時の特約条項遵守)

第5条 乙は、甲の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者がこの特約条項を遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第6条 乙が本契約による業務を遂行するために、甲から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託先事業者からの回収)

第7条 乙が、甲から提供を受けた資料や情報資産について、甲の承認を得て再委託先の事業者に提供した場合は、乙は、甲の指示により回収するものとする。

(報告等)

第8条 甲は、この特約状況の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。

2 乙は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

3 乙は、この特約条項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがある

と認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第9条 甲は、この特約条項の遵守状況の確認のため、乙又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査（甲による検査が困難な場合にあつては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001 等)の取得等の確認）を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第10条 甲は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第11条 甲は、本契約に係る乙の業務の遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、愛知県における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、乙はこれに従わなければならない。

## 個人情報取扱事務委託基準

## (基本的事項)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、愛知県における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。

## (管理体制)

第2 乙は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者（乙の組織内にあって直接又は間接に乙の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。）の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出する。

## (秘密の保持)

第3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

## (従業者の明確化等)

第4 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、甲が必要と認める場合については、書面により甲にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

2 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

3 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

## (再委託の禁止)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含み、再委託先が再々委託を行うなど、二以上の段階にわたる委託を行う場合を含む。以下同じ。）するときは、あらかじめ書面により甲の承認を得るものとする。甲の承認を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。

2 乙は、甲の承認により個人情報を取り扱う事務を再委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、甲の承認により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

## (目的外収集、利用の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受

託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。また、甲の承認により複写し、又は複製する場合には、必要最小限の範囲で行うものとする。（第三者への提供の禁止）

第8 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。また、甲の承認により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。（作業場所等の特定及び持ち出しの禁止）

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。（安全管理措置に関する事項）

第10 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために提供を受けた個人情報及び乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。（資料等の返還等）

第11 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 乙は、甲の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲に証明書等により報告するものとする。また、乙が個人情報を削除又は廃棄するにあたっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。（第三者等からの回収）

第12 乙が、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。（報告検査等）

第13 甲は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、乙に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は乙に対して指示を与えることができる。なお、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。（事故の場合の措置）

第14 乙は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置（個人情報記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。（損害賠償）

第15 乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合、甲にその損害を賠償しなければならない。